

自己新株予約権の会計処理（続）

③消却時の会計処理

＜消却した自己新株予約権＞と＜これに対応する新株予約権の帳簿価額＞の差額を＜自己新株予約権消却損益＞として当期の損益に計上する。

④処分時の会計処理

＜処分した自己新株予約権の帳簿価額＞と＜受取対価＞の差額を＜自己新株予約権処分損益＞として当期の損益に計上する。

自己新株予約権の会計処理～設例～

新株予約権の発行に伴う払込額は30,000円、自己新株予約権を取得した時の取得価額（時価）は100,000円

〔発行時〕

| | |
|-------------|----------------|
| （現金） 30,000 | （新株予約権） 30,000 |
| | ↳ 資産の部に計上 |

〔取得時〕

（自己新株予約権） 100,000（現金） 100,000

〔消却時〕

| | |
|---------------------|------------------|
| （自己新株予約権消却損） 70,000 | |
| | （自己新株予約権） 70,000 |

自己新株予約権の会計処理～考察①～

①自己新株予約権の取得を株主との資本取引ではなく新株予約権者との損益取引とみなし（適用指針第17号38項）、新株予約権に資産性があると考え（同39項）のであれば、取得の時点で、＜自己新株予約権の取得価額＞と＜これに対応する新株予約権の帳簿価額＞の差額を＜自己新株予約権買入損益＞として当期の損益に計上すべきではないか？

②その上で、自己新株予約権を新株予約権の控除項目としてではなく、資産として独立科目で計上すべきではないか？

転換社債型新株予約権付社債の会計処理（1）

* 発行時

一括法か区分法で処理する。

・一括法：社債の対価部分と新株予約権の対価部分を区分処理するかしないかの違い

・区分処理の方法

別紙の設例で説明（醍醐『会計学講義』第4版、230～231ページ）

* 新株予約権の権利行使時

転換社債型新株予約権付社債の会計処理（2）

* 新株予約権の権利行使時

①新株を発行する場合

当該転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額（一括法の場合）または社債の対価部分と新株予約権の対価部分の帳簿価額の合計（区分法の場合）を資本金または資本金・資本準備金に振り替える。

②自己株式を処分する場合

自己株式の発行時の会計処理に準じる。